

# 杨木県公報

令和 3 (2021)年 3月31日(水) 号 外 第 23 号

目	次
	<i>V</i> <b>\</b>

## 選挙管理委員会

○押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部改正	1
監査委員	
○押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部改正	5
収用委員会	
○押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

# 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第十号

今和三年三月三十一日押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する告示

(栃木県選挙等執行規程の一部改正)

る。 第一条 栃木県選挙等執行規程(昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

攻 正 後

牧 正 前

該ビラ証紙の交付を受ける者の氏名)を記入して合にあつては、当該候補者届出政党の名称及び当付票の交付を受けた者が候補者届出政党である場当該ビラ証紙交付票に候補者の氏名(ビラ証紙交付予記供ようとする場合においては、第七条の三 ビラ証紙交付票の交付を受けようとする場合においては、

県委員会に提出

ければならない。容が同一であるものにつきその見本二枚を添えな雇出政党は、ビラ証紙をはるべきビラで、記載内しなければならない。この場合において、候補者

20~20 と

印を受ける者の氏名を記入する該検印票に当該候補者届出政党の名称及び当該検政党が検印を受けようとする場合においては、当第九条の三の四 検印票の交付を受けた候補者届出

とともに、これに検印をすべきポス

存が同一であるものにつきその昆本二枚を添えた届出政党は、ビラ証紙をはるべきビラで、記載内しなければならない。この場合において、候補者の交付を受ける場合にあっては、当該ビラ証紙交付票の交付を受けと者が候補該ビラ証紙の交付を受ける者の氏名)を記入し、はほの交付を受けた者が候補者届出政党の名称及び当時の交付を受けた者が候補者届出政党の名称及び当当該ビラ証紙交付票に候補者の氏名(ビラ証紙交付。とは、当該は対し、計談は対し、計談は対し、計談は対し、

2~9 容

者の印を押すとともに、これに検印をすべきポス印を受ける者の氏名を記入し、当該検印を受ける該検印票に当該候補者届出政党の名称及び当該検政党が検印を受けようとする場合においては、当第九条の三の四 検印票の交付を受けた候補者届出

い。本二枚を添え、県委員会に提出しなければならなターで、記載内容が同一であるものにつきその見

20~12 器

る者の氏名を記入する出政党の名称及び当該ポスター証紙の交付を受け場合においては、当該証紙交付票に当該候補者届届出政党がポスター証紙の交付を受けようとする第九条の三の大 証紙交付票の交付を受けた候補者

しなければならない。ものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出紙をはるべきポスターで、記載内容が同一であるとともに、これにポスター証

20~12 器

び検印を受ける者の氏名を記入する当該検印票に当該政党その他の政治団体の名称及治団体が検印を受けようとする場合においては、第四十三条 検印票の交付を受けた政党その他の政

らない。の見本二枚を添え、県委員会に提出しなければなポスターで、記載内容が同一であるものにつきそとともに、これに検印をすべき

20~5 容

の氏名を記入するの政治団体の名称及び当該証紙の交付を受ける者の政治団体の名称及び当該証紙の交付を受ける者合においては、当該証紙交付票に当該政党その他の他の政治団体が証紙の交付を受けようとする場第四十三条の三 証紙交付票の交付を受けた政党そ

枚を添え、県委員会に提出しなければならない。で、記載内容が同一であるものにつきその見本ニとともに、これに証紙をはるべきポスター

20~12 路

の氏名を記入する 称及び所在地、開催年月日並びに検印を受ける者推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名を受けようとする場合においては、当該検印票に第五十二条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印

え、県委員会に提出しなければならない。内容が同一であるものにつきその見本二枚を添ととともに、これに検印をすべきポスターで、記載

22~4 格

い。本二枚を添え、県委員会に提出しなければならなターで、記載内容が同一であるものにつきその見

20~2 格

ものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出紙をはるべきポスターで、記載内容が同一である受ける者の印を押すとともに、これにポスター証出改党の名称及び当該ポスター証紙の交付を場合においては、当該証紙交付票に当該候補者届届出政党がポスター証紙の交付を受けよろのこの大 証紙交付票の交付を受けた候補者

20~20 器

らない。 の見本二枚を添え、県委員会に提出しなければなポスターで、記載内容が同一であるものにつきそける者の印を押すとともに、これに検印をすべきび検印を受ける者の氏名を記入し、当該検印を受けま該徴党その他の政治団体の名称及第四十三条 検印票の交付を受けた政党その他の政

20~12 器

校を添え、県委員会に提出しなければならない。で、記載内容が同一であるものにつきその見本ニを押すとともに、これに証紙をはるべきポスターの氏名を記入し、当該証紙の交付を受ける者の印の政治団体の名称及び当該証紙の交付を受ける者合においては、当該証紙交付票に当該政党その他の他の政治団体が証紙の交付を受けようとする場第四十三条の三 証紙交付票の交付を受けた政党そ

20~12 器

え、県委員会に提出しなければならない。 内容が同一であるものにつきその見本二枚を派とともに、これに検印をすべきポスターで、記載の氏名を記入し、当該検印を受ける者の印を押す称及び所在地、開催年月日並びに検印を受ける者推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名を受けようとする場合においては、当該検印票に**第五十二条** 検印票の交付を受けた推薦団体が検印

22~4 格

別記第二号様式の二中「訇」を削る。

別記第三号様式の二中「雪」を削り、同様式備考を同様式備考しとし、同様式備考に汝のように加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

同様式(その一)備考に次のように加える。別記第三号様式の四(その一)中「⊜」を削り、同様式(その一)傭考を同様式(その一)傭考すとし、

2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する 場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補 者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三号様式の四(その二)中「⑨」を削り、同様式(その二)備考に次のように加える。

3 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三号様式の七中「圓」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が 提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただ し、検印を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三号様式の八中「雪」を削り、同様式備考に汝のように加える。

3 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第四号様式中「凹」を削る。

別記第六号様式中「雪」を削る。

別記第八号様式中「凹」を削る。

一)備考1とし、同様式(その一)備考に次のように加える。別記第九号様式及び別記第十二号様式(その一)中「⊜」を削り、同様式(その一)傭者を同様式(その一)

2 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式(その二)備考に次のように加える。別記第十二号様式(その二)中「⊜」を削り、同様式(その二)備考を同様式(その二)備考1とし、同

2 代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十三号様式中「⑨」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合 にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十四号様式中「⑨」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合 にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十五号様式中「⑨」を削り、同様式に備考として汝のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合 にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十五号様式の三(その一)中「⑨」を削り、同様式(その一)備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

し、同様式(その二)備考に次のように加える。別記第十五号様式の三(その二)中「⑨」を削り、同様式(その二)備考を同様式(その二)備考1と

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(4)

し、同様式(その三)備考に次のように加える。別記第十五号様式の三(その三)中「圕」を削り、同様式(その三)備考を同様式(その三)備考1と

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 別記第十五号様式の四(その一)中「⑨」を削り、同様式(その一)備考に次のように加える。
  - 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 別記第十五号様式の四(その二)中「⑨」を削り、同様式(その二)備考に次のように加える。
  - 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 別記第十五号様式の四(その三)中「⑨」を削り、同様式(その三)備考に次のように加える。
  - 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 一)備考に汝のように加える。 別記第十五号様式の六から別記第十五号様式の九(その一)までの規定中「⊜」を削り、同様式(その
  - 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
  - 別記第十五号様式の九(その二)中「圄」を削り、同様式(その二)備考に次のように加える。
    - 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
  - 別記第十五号様式の九(その三)中「圄」を削り、同様式(その三)備考に次のように加える。
    - 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
  - 別記第十七号様式中「⑨」を削り、同様式備考を同様式備考まとし、同様式備考に次のように加える。
    - 2 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が 提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただ し、検印を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。
- る。別記第十七号様式の二中「⊜」を削り、同様式備考を同様式備考ェとし、同様式備考に次のように加え
  - 2 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。
  - 別記第十七号様式の四中「⑨」を削り、同様式備考に汝のように加える。
    - 3 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。
- る。別記第十七号様式の五中「⊜」を削り、同様式備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加え
  - 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十号様式中「亞」を削り、同様式に備考として汝のように加える。

備考 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合 にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十二号様式中「⊜」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出 する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印 を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看版の類の証票に関する規程の一部改正)

選挙管理委員会告示第十五号)の一部を汝のように改正する。第二条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和五十六年栃木県

様式備考に次のように加える。 別記第二号様式中「村み 毎 四 四」を「 毎 四」に改め、「⊜」を削り、同

3 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式備考に次のように加える。 別記第三号様式中「书朶 中 コ ロ」を「 年 コ ロ」に改め、「⑨」を削り、同

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

改正する。第三条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第二十号)の一部を次のように

別記様式第十三号中「凹」を削る。

(栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正)

改正する。 第四条 栃木県選挙事務等取扱規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように

別記第八号様式及び別記第十二号様式中「凹」を削る。

別記第十四号様式中「⑨」を削る。

別記第十五号様式及び別記第二十四号様式から別記第二十六号様式までの規定中「凹」を削る。

別記第三十一号様式中「⑨」を削る。

号様式中「凹」を削る。別記第三十二号様式、別記第四十一号様式、別記第四十一号様式、別記第五十二号様式及び別記第五十七

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

ように改正する。第五条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次の

別記様式第二十六号中「凹」を削る。

运宝

この規程は、告示の日から施行する。

## 監査委員

#### 栃木県監査委員告示第四号

令和三年三月三十一日押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

栃木県監査委員

#### 押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示

次に掲げる規程の規定中「凹」を削る。

一 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県監査委員告示第三号)別記様式第十三号

- 附 則 「断木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県監査委員告示第十号)別記様式第二十六号
- この規程は、公布の日から施行する。

## 収用委員会

#### 栃木県収用委員会規則第一号

今和三年三月三十一日押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

## 押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「団」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県収用委員会規則第一号)別記様式第十三号
- 附 則 「 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県収用委員会規則第三号)別記様式第二十六号
- この規則は、公布の日から施行する。

#### 栃木県収用委員会告示第一号

うに改正する。 栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程(昭和五十七年栃木県収用委員会告示第一号)の一部を次のよ

**令柜三年三月三十一日** 

Γ

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

云品樂化士 栃 木 県 収 用 委員会

(印) | 松「栃木県収用委員会」 21288220°